第５回青梅市選挙管理委員会会議録

開催日時	令和７年６月１２日　午前９時５４分	
場所	市役所６階　選挙管理委員会事務室	
出席者	委員長　川鍋信夫 委員　根本太夫 同　山下秀明	書記長　須崎　満 書記　西村　晃
記録者	書記　西村　晃	

１　あいさつ　川鍋委員長

２　報告事項　東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）立候補届出関係書類事前審査終了者について　別紙のとおり

３　議　事

議案第１０号　選挙人名簿登録者の決定について　原案どおり可決

議案第１１号　選挙人名簿登録者の抹消決定について　原案どおり可決

議案第１２号　地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１および3分の１の数について　原案どおり可決

議案第１３号　市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数について　原案どおり可決

議案第１４号　東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）の執行について　原案どおり可決

議案第１５号　在外選挙人名簿登録者の決定について　原案どおり可決

４　その他

(1) 次回委員会の開催日程について

日　時：令和７年６月１３日（金）午後６時００分

会　場：市役所６階　選挙管理委員会事務室

議　題：(1) 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）における選挙公報掲載順序決定のくじについて

(2) 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）における候補者氏名等掲示順序決定のくじについて

(2) その他

閉会日時	令和７年６月１２日　午前１０時２０分

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するために、委員長および委員ここに署名する。

令和７年６月１３日

青梅市選挙管理委員会

委員長　川鍋信夫

委員　根本太夫

委員　山下秀明

委員

第５回青梅市選挙管理委員会日程

令和７年６月１２日
午前１０時００分
市役所６階
選挙管理委員会事務室

１　あいさつ　川鍋委員長

２　報告事項　東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）立候補届出関係書類事前審査終了者について

３　議　　事　議案第１０号　選挙人名簿登録者の決定について
議案第１１号　選挙人名簿登録者の抹消決定について
議案第１２号　地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１および３分の１の数について
議案第１３号　市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数について
議案第１４号　東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）の執行について
議案第１５号　在外選挙人名簿登録者の決定について

４　その他　(1) 次回委員会の開催日程について
日　時　令和７年６月１３日（金）午後６時００分
会　場　市役所６階　選挙管理委員会事務室
議　題　(1) 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）における選挙公報掲載順序決定のくじについて
(2) 東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）における候補者氏名等掲示順序決定のくじについて
(2) その他

議案第１０号

選挙人名簿登録者の決定について

令和７年６月１２日現在で調製する選挙人名簿に青梅市[redacted]以下１８２人（男９３人、女８９人）を登録資格があると認めるので、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第３項の規定により登録決定する。

令和７年６月１２日

提出者　青梅市選挙管理委員会
委員長　川　鍋　信　夫

○　公職選挙法

（登録）

第二十二条　市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

２　前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、行わなければならない。

３　**市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会**（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）**が定める日**（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）**現在**（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）**により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を**当該選挙時登録の基準日に**選挙人名簿に登録しなければならない。**

４　第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

議案第１１号

選挙人名簿登録者の抹消決定について

令和７年６月１２日現在で、選挙人名簿に登録されている者で転出後４か月を経過した青梅市[redacted]以下７５人（男４９人、女２６人）および令和７年６月１１日までに死亡の届出が行われた青梅市[redacted]以下８５人（男４３人、女４２人）を公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２８条の規定により抹消決定する。

令和７年６月１２日

提出者　青梅市選挙管理委員会
委員長　川　鍋　信　夫

○　公職選挙法

（表示及び訂正等）
第二十七条　市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。
２　市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。
３（省略）

（登録の抹消）
第二十八条　**市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。**この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。
一　**死亡**したこと**又は**日本の**国籍を失つたことを知つたとき。**
二　前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該**市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。**
三　第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
四　登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

（在外選挙人名簿）
第三十条の二　市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。
２（省略）
３　市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿の登録を行い、及び同条第四項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿への登録の移転（選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。
４～６（省略）

議案第１２号

地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１および３分の１の数について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第５項、第７５条第６項、第７６条第４項、第８０条第４項、第８１条第２項、第８６条第４項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第２項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１項、第５条第１項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の５０分の１および３分の１の数は次のとおりである。

１　選挙権を有する者の総数の５０分の１の数　　２，２１８人
２　　同　　３分の１の数　３６，９６７人

令和７年６月１２日

提出者　青梅市選挙管理委員会
委員長　川　鍋　信　夫

諸請求に要する選挙権を有する者の数

根拠法令	条項	項　　目	必要数
地方自治法	第７４条第５項	条例の制定または改廃の請求とその処置	５０分の１
	第７５条第６項	監査の請求とその処置	
	第７６条第４項	議会の解散の請求とその処置	３分の１
	第８０条第４項	議員の解職の請求とその処置	
	第８１条第２項	長の解職の請求とその処置	
	第８６条第４項	役員の解職の請求とその処置 ※役員：副市長、選管委員、監査委員等	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第８条第２項	解職請求 ※教育長または教育委員	
市町村の合併の特例に関する法律	第４条第１項	合併協議会設置の請求　※単独請求	５０分の１
	第５条第１項	合併協議会設置の請求　※同一請求	

議案第１３号

市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数について

市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１１項および第５条第１５項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の６分の１の数は次のとおりである。

選挙権を有する者の総数の６分の１の数　１８，４８４人

令和７年６月１２日

提出者　青梅市選挙管理委員会
委員長　川　鍋　信　夫

○　市町村の合併の特例に関する法律

（合併協議会設置の請求）

第四条　**選挙権を有する者**（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）**は、**政令で定めるところにより、**その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、**その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、**合併協議会を置くよう請求することができる。**

２～４（省略）

５　前項のすべての回答が**合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであった場合**には、合併請求市町村の長にあっては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を発した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあっては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ**議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならない。**この場合において、合併請求市町村の長は、その意見を付けなければならない。

６～８（省略）

９　第五項の規定による議会の審議により、**合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合**には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日（以下この条において「基準日」という。）以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

１０　**前項に規定する場合**には、合併請求**市町村の長**は、基準日から十日以内に限り、**選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。**この場合において、合併請求市町村の長は、**当該請求を行った日から三日以内に、その旨を**合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを**公表し**、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告し**なければならない。**

１１　第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による**公表がなかったとき**は、**選挙権を有する者は、**政令で定めるところにより、**その総数の六分の一以上の者の連署をもって、**その代表者から、**合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。**

１２～２０（省略）

第五条　合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条及び次条第二項において「同一請求関係市町村」という。）の**選挙権を有する者は、**政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、**その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、**その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、**合併協議会を置くよう請求することができる。**

２～４（省略）

６　第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二の二の二第一項の協議（以下この条において「**同一請求に基づく合併協議会設置協議**」という。）**について、議会にその意見を付して付議しなければならない。**

７～１０（省略）同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

１１　第六項の規定による議会の審議により、その**議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した**同一請求関係**市町村**（以下この条において「合併協議会設置協議否決市町村」という。）**の長は、**基準日から十日以内に限り、**選挙管理委員会に対し、**同一請求に基づく合併協議会設置協議について**選挙人の投票に付するよう請求することができる。**この場合において、当該合併協議会設置協議否決市町村の長は、**当該請求を行った日から三日以内に**、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを**公表し**、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告し**なければならない。**

１２～１４（省略）

１５　合併協議会設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかったときは、**選挙権を有する者は、**政令で定めるところにより、**その総数の六分の一以上の者の連署をもって、**その代表者から、**当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、**同一請求に基づく**合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。**

１６～３３（省略）

議案第１４号

東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）の執行について

令和７年６月２２日執行の東京都議会議員選挙（青梅市選挙区）における必要事項を次のとおり定める。

令和７年６月１２日

提出者　青梅市選挙管理委員会
委員長　川　鍋　信　夫

《投票管理者および同職務代理者の選任》

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３７条第２項および公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２４条第１項の規定により投票管理者および同職務代理者を選任する。

《期日前投票所の投票管理者および同職務代理者の選任》

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第５項により適用される第３７条第２項および公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第４９条の７により適用される第２４条第１項の規定により、期日前投票所の投票管理者および同職務代理者を選任する。

《各投票区の投票所、指定投票区および指定関係投票区、投票所閉鎖時刻の繰上げ》

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３９条の規定により、各投票区の投票所を定めるとともに、同法第４０条第１項但書の規定により、**第２０投票区の投票所を閉じる時刻を２時間繰り上げる**。

また、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第２６条第１項の規定により、指定投票区および指定関係投票区を定める。

《期日前投票所》

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第６項により準用される第３９条および第４０条第１項ただし書の規定により、期日前投票所を定める。

東京都議会議員選挙　投票管理者および同職務代理者一覧

〈議案第１４号資料〉

各投票所における投票管理者および職務代理者の従事時間は、次のとおりとなる。

２人の場合　　１人目は午前７時から午後１時３０分まで、２人目は午後１時３０分から午後８時まで

３人の場合　　１人目は午前７時から午前１１時まで、２人目が午前１１時から午後４時まで、３人目が午後４時から午後８時まで

1　投票管理者

投票区	氏名	住所
第　１投票区	[redacted]	
第　２投票区		
第　３投票区		
第　４投票区		
第　５投票区		
第　６投票区		
第　７投票区		
第　８投票区		
第　９投票区		
第１０投票区		
第１１投票区		
第１２投票区		
第１３投票区		
第１４投票区		
第１５投票区		
第１６投票区		
第１７投票区		
第１８投票区		
第１９投票区		
第２０投票区		
第２１投票区		
第２２投票区		
第２３投票区		
第２４投票区		
第２５投票区		
第２６投票区		
第２７投票区		
第２８投票区		
第２９投票区		
第３０投票区		
第３１投票区		
第３２投票区		
第３３投票区		
第３４投票区		

2　職務代理者

投票区	氏名	住所
第　１投票区	[redacted]	
第　２投票区		
第　２投票区		
第　３投票区		
第　３投票区		
第　４投票区		
第　４投票区		
第　５投票区		
第　６投票区		
第　６投票区		
第　７投票区		
第　８投票区		
第　９投票区		
第　９投票区		
第１０投票区		
第１０投票区		
第１１投票区		
第１２投票区		
第１３投票区		
第１３投票区		
第１４投票区		
第１５投票区		
第１５投票区		
第１６投票区		
第１７投票区		
第１７投票区		
第１８投票区		
第１８投票区		
第１９投票区		
第２０投票区		
第２１投票区		
第２２投票区		
第２３投票区		
第２４投票区		
第２５投票区		
第２６投票区		
第２６投票区		
第２７投票区		
第２８投票区		
第２８投票区		
第２９投票区		
第３０投票区		
第３１投票区		
第３２投票区		
第３３投票区		
第３３投票区		
第３４投票区		
第３４投票区		

東京都議会議員選挙　期日前投票所の投票管理者および同職務代理者一覧

〈議案第１４号資料〉

1　投票管理者

期日前投票所建物名称	職務を行う日	氏名	住所
青梅市役所	令和7年6月14日	[redacted]	
青梅市役所	令和7年6月15日		
青梅市役所	令和7年6月16日		
青梅市役所	令和7年6月17日		
青梅市役所	令和7年6月18日		
青梅市役所	令和7年6月19日		
青梅市役所	令和7年6月20日		
青梅市役所	令和7年6月21日		
青梅市中央図書館	令和7年6月17日		
青梅市中央図書館	令和7年6月18日		
青梅市中央図書館	令和7年6月19日		
青梅市中央図書館	令和7年6月20日		
青梅市中央図書館	令和7年6月21日		

2　職務代理者

期日前投票所建物名称	職務を行う日	氏名	住所	職務を行う時間
青梅市役所	令和7年6月14日	[redacted]		午前８時３０分から午後８時００分まで
青梅市役所	令和7年6月15日			午前８時３０分から午後８時００分まで
青梅市役所	令和7年6月16日			午前８時３０分から午後８時００分まで
青梅市役所	令和7年6月17日			午前８時３０分から午後８時００分まで
青梅市役所	令和7年6月18日			午前８時３０分から午後２時３０分まで
青梅市役所	令和7年6月18日			午後２時３０分から午後８時００分まで
青梅市役所	令和7年6月19日			午前８時３０分から午後８時００分まで
青梅市役所	令和7年6月20日			午前８時３０分から午後８時００分まで
青梅市役所	令和7年6月21日			午前８時３０分から午後８時００分まで
青梅市中央図書館	令和7年6月17日			午前９時００分から午後８時００分まで
青梅市中央図書館	令和7年6月18日			午前９時００分から午後８時００分まで
青梅市中央図書館	令和7年6月19日			午前９時００分から午後８時００分まで
青梅市中央図書館	令和7年6月20日			午前９時００分から午後２時３０分まで
青梅市中央図書館	令和7年6月20日			午後２時３０分から午後８時００分まで
青梅市中央図書館	令和7年6月21日			午前９時００分から午後８時００分まで

投票所一覧

〈議案第１４号資料〉

投票区名	投票所建物名称	所在地	指定投票区	指定関係投票区
第１投票区	天ヶ瀬体育館	青梅市天ヶ瀬町１１１１番地の１		○
第２投票区	青梅市立第一小学校体育館	青梅市本町２２３番地		○
第３投票区	青梅市役所	青梅市東青梅１丁目１１番地の１	○	
第４投票区	青梅市大門市民センター体育館	青梅市大門２丁目２８８番地		○
第５投票区	青梅市新町市民センター	青梅市新町４丁目１７番地の１		○
第６投票区	青梅市今井市民センター体育館	青梅市今井２丁目９０８番地の１		○
第７投票区	千ヶ瀬町自治会館	青梅市千ヶ瀬町３丁目３８９番地		○
第８投票区	青梅市立河辺小学校体育館	青梅市河辺町５丁目２４番地		○
第９投票区	友田町自治会館	青梅市友田町４丁目２０６番地		○
第10投票区	青梅市立第二小学校	青梅市長淵６丁目４９２番地の１		○
第11投票区	駒木町会館	青梅市駒木町１丁目２番地の１		○
第12投票区	日向和田２丁目自治会館	青梅市日向和田２丁目３７１番地の１		○
第13投票区	畑中公会堂	青梅市畑中２丁目５４８番地の１		○
第14投票区	梅郷３丁目自治会館	青梅市梅郷３丁目７４９番地の１		○
第15投票区	柚木町２丁目自治会館	青梅市柚木町２丁目３１２番地の４		○
第16投票区	青梅市立第六小学校	青梅市二俣尾３丁目９０３番地の１		○
第17投票区	二俣尾５丁目第２自治会館	青梅市二俣尾５丁目１６１４番地		○
第18投票区	青梅市沢井市民センター	青梅市沢井２丁目６８２番地		○
第19投票区	御岳会館	青梅市御岳２丁目２９４番地		○
第20投票区	御岳山ふれあいセンター	青梅市御岳山３８番地の２		○
第21投票区	富岡１丁目自治会館	青梅市富岡１丁目９３番地		○
第22投票区	青梅市小曾木市民センター	青梅市小曾木３丁目１６５６番地の１		○
第23投票区	黒沢２丁目第１自治会館	青梅市黒沢２丁目７８３番地の１		○
第24投票区	成木２丁目公会堂	青梅市成木２丁目３１１番地の１		○
第25投票区	青梅市成木市民センター	青梅市成木４丁目６４４番地		○
第26投票区	成木７丁目自治会館	青梅市成木７丁目１２０４番地の５		○
第27投票区	青梅市立第四小学校体育館	青梅市東青梅６丁目１番地の１		○
第28投票区	新町７・８・９丁目自治会館	青梅市新町８丁目５番地の５		○
第29投票区	青梅市立霞台小学校体育館	青梅市新町１丁目３５番地の１		○
第30投票区	青梅市立若草小学校体育館	青梅市新町１丁目１５番地の１		○
第31投票区	青梅市東青梅市民センター体育館	青梅市師岡町３丁目９番地の６		○
第32投票区	青梅市立藤橋小学校	青梅市藤橋３丁目１３番地の１		○
第33投票区	青梅市立新町小学校体育館	青梅市新町５丁目２１番地の１		○
第34投票区	河辺北会館	青梅市河辺町１０丁目１６番地の１２		○

〈議案第１４号資料〉

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間および時間
青梅市役所	青梅市東青梅１丁目１１番地の１	6月14日～6月21日 午前8時30分～午後8時
青梅市中央図書館	青梅市河辺町１０丁目８番地の１	6月17日～6月21日 午前9時～午後8時

議案第１５号

在外選挙人名簿登録者の決定について

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の６第１項の規定により、別紙在外選挙人名簿登録申請者一覧の１人（女１人）を本市の在外選挙人名簿に登録決定する。

令和７年６月１２日

提出者　青梅市選挙管理委員会
委員長　川　鍋　信　夫

在外選挙人名簿登録申請者一覧

最終住所または申請時の本籍	ふりがな 氏　名	生年月日	性別	経由領事官 の　名　称
東京都青梅市[redacted]				
以　下　余　白				

○　公職選挙法

（在外選挙人名簿の登録の申請等）

第三十条の五　**年齢満十八年以上の日本国民で、**在外選挙人名簿に関する事務について**その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、**政令で定めるところにより、文書で、**最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（**その者が、**いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、**申請の時におけるその者の**本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。**

２～３（省略）

４　**年齢満十八年以上の日本国民で国外に転出をする旨の**住民基本台帳法第二十四条の規定による**届出**（以下この項において「国外転出届」という。）**がされた者のうち、当該**国外転出**届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの**（当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。）**は、**政令で定めるところにより、同日までに、文書で、**当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。**

５～６（省略）

（在外選挙人名簿の登録等）

第三十条の六　**市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。**

２　**市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における**第三十条の四第二項に定める**在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格**（第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。）**を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。**

３　市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前二項の規定にかかわらず、在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転を行わない。

４～５（省略）